年　　月　　日

静岡市長 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その主たる事務所の所在地）

住所

開設者

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

氏名

飼育動物往診診療届出書

　　獣医療法第７条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１　開設者が獣医師である場合にあってはその旨 　　　獣医　 ・ 　非獣医

２　診療業務の開始年月日　　 　　　　年　　　　月　　　　日

３　調剤を行う施設等がある場合、その構造設備の概要及び平面図

４　診療用機器等の種類及び所有又は借受けの別

５　管理者の氏名及び住所

６　診療業務を行う獣医師の氏名

７　診療業務の種類　　　　　　産業動物 ・小動物 ・その他(　　　　　　　　)

８　参考事項

往診診療者等の電話番号　　　　　（ 　　 　）

注）１ 「往診診療者等」とは往診診療業務を自ら行う獣医師又は獣医師に往診診療業務を行わせる法人又は個人をいう。

２　往診診療者等が法人である場合にあっては定款又は寄付行為を添付すること。

３　管理者は獣医師であること。

４　管理者及び診療の業務を行う獣医師の獣医師免許証の写しを添付すること。

５　診療用機器等の種類は獣医療法施行規則第４条の規定に基づくものとする。